

名古屋市告示第293号

令和 7年度名古屋市国民健康保険料の所得割額に係る保険料率及
び均等割額について

名古屋市国民健康保険条例（昭和36年名古屋市条例第 1号）第14条第 4項、
第15条、第15条の 2の 3第 4項、第15条の 2の 4、第15条の 4第 3項、第15条
の 5、第15条の 6、附則第 7条、附則第 8条、附則第12条、附則第13条、附則
第17条及び附則第18条の規定により、令和 7年度分国民健康保険料の基礎賦課
額、後期高齢者支援金等賦課額及び介護納付金賦課額の所得割額に係る保険料
率及び均等割額を次のとおり決定しました。

令和 7年 6月 2日

名古屋市長 広 沢 一 郎

1 基礎賦課額

- (1) 所得割額に係る保険料率 0.0877
- (2) 均等割額 49,728円

2 後期高齢者支援金等賦課額

- (1) 所得割額に係る保険料率 0.0260
- (2) 均等割額 15,715円

3 介護納付金賦課額

- (1) 所得割額に係る保険料率 0.0227
- (2) 均等割額 15,906円

名古屋市健康福祉局生活福祉部保険年金課